

講演要旨「事業承継関連税制について」

関東経済産業局中小企業金融課 倉田 諒 総括

1. 切れ目のない事業承継の支援策

今後 10 年で平均引退年齢の 70 歳を迎える中小企業の経営者は約 245 万人。うち約半数の 127 万(日本企業全体の 1/3)が後継者未定。

⇒後継者が決まっている企業には税制措置による円滑な承継を、決まっていない企業には気付きの機会提供、マッチング支援等により後継者探しを支援。切れ目のない事業承継支援を、今後 10 年で集中して実施する。

2. 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

- ・ 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに特例承継計画を提出し、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までに承継を行う者を対象に、抜本的に拡充する。内容は以下のとおり。

① 対象株式数上限等の撤廃

一般措置では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の 2/3 に達する部分までの株式等が対象。例えば、相続税の場合、猶予割合は 80%であるため、猶予されるのは約 53%のみ。

⇒特例措置では、対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とし、猶予割合を 100%に拡大。

② 対象者の拡充

一般措置では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。

⇒特例措置では、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大 3 人）まで対象を拡充。

③ 雇用要件の抜本的見直し

一般措置では、事業承継後 5 年間平均で、雇用の 8 割を維持することが求められている。仮に雇用 8 割を維持出来なかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がある。

⇒特例措置では、制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件を実質的に撤廃することにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能に（雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。）。

④ 経営環境変化に応じた減免

一般措置では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納税するため、過大な税負担が生じうる。

⇒特例措置では、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

⑤ 相続時精算課税制度の適用範囲の拡大

一般措置では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。

⇒特例措置では、事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。

3. 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

- ・ 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆる M&A により経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&A による事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- ・ 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。